平成２１年（フ）第１２６号
福岡県田川市大字弓削田181番地
債務者　梅原かほり
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第３３６号
宮崎市本郷北方2160－１　あいらんど本郷Ａ－207、住民票上の住所宮崎県都城市高城町有水4324番地２
債務者　柳本　優弥
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１１３号
鹿児島県奄美市名瀬平田町９番５―21号
債務者　住友　正伸
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１１７号
鹿児島県奄美市名瀬入舟町２番２―303号
債務者　森田　孝子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１２０号
鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙1027番地１
債務者　美佐利恵子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１２７号
鹿児島県大島郡宇検村湯湾976、住民票上の住所鹿児島県大島郡瀬戸内町大字網野子228番地
債務者　福原　悦郎
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第４４号
沖縄県国頭郡宜野座村字松田135番地
債務者　松田フミ子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第４５号
沖縄県国頭郡宜野座村字漢那158番地
債務者　石川　貴章
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第１８０号
長野県千曲市大字寂蒔123番地３
債務者　内田　直人
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１２５号
兵庫県明石市二見町福里54―11、旧住所兵庫県明石市二見町福里88―11
債務者　野山美由紀
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
兵庫県三木市別所町西這田567―127、旧住所兵庫県明石市中崎２丁目４－１－1423
債務者　菊池新次郎
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
兵庫県三木市別所町西這田567―127、旧住所兵庫県明石市中崎２丁目４－１－1423
債務者　菊池　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
兵庫県加古川市平荘町小畑1212―４、旧住所兵庫県加古川市志方町志方町1029―１
債務者　田中　昌三
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３０５号
兵庫県明石市大久保町松陰927―２　ロイヤル21―104
債務者　金澤　大理
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
神戸市西区伊川谷町潤和1548
債務者　佐藤電工こと　佐藤　　靖
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３１３号
兵庫県明石市大久保町大窪2101－１
債務者　港　　直美
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３１７号
兵庫県明石市大久保町大久保町496―６
債務者　紀山　　実
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係